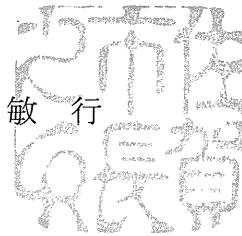


諮詢問書

佐市障福第1430号
平成22年1月19日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、個人情報の目的外利用の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 質問内容

障がい者手帳及び障がい福祉サービスに係る個人情報の目的外利用について

2 利用課

保健福祉部福祉総務課

3 目的外利用を行う個人情報の内容

別紙のとおり

4 目的外利用の目的

別紙のとおり

5 目的外利用を行う個人情報の使用方法と効果

別紙のとおり

6 目的外利用開始日

平成22年4月1日～

7 所管課

保健福祉部障がい福祉課

別紙

3 目的外利用を行う個人情報の内容

在宅の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者で、佐賀市災害時要援護者避難支援対策事業「地域における支援の仕組みづくり」における要援護者要件に該当する方の個人情報で、その内容は次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 担当の民生委員氏名
- ⑦ 障がい福祉サービス「短期入所」の支給決定の有無
- ⑧ 「短期入所」利用契約事業所名

4 目的外利用の目的

佐賀市災害時要援護者避難支援対策事業においては、災害が発生、またはその恐れがある場合に、避難支援を必要とする人について「佐賀市災害時要援護者登録申請書」により事前に登録を受け付けている。

しかしながら、登録申請されなかった未登録者にあっても、災害時要援護者として支援が必要と思われる人たちについては、支援に必要な情報を事前に提供することにより、災害が発生した際は、登録、未登録に関わらず迅速な支援（安否確認、避難支援）を行うことを目的とする。

5 目的外利用を行う個人情報の使用方法と効果

事前に災害時要援護者である障がい者の氏名、所在、担当民生委員等のデータを「地域福祉支援システム」に登録することにより、災害時対応データとして小学校区ごとの要援護者一覧表及び地図を作成する。

大規模な災害が発生した場合は、当該データを避難所へ情報提供することにより、迅速な安否確認、避難支援が行える。

様式第3号（第4条関係）



個人情報目的外利用申請書

平成22年1月13日

障がい福祉課長 様

福祉総務課長 伊藤健一



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	佐賀市災害時要援護者避難支援対策業務
個人情報の内容	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、担当の民生委員氏名、支給決定している福祉サービス名、利用している事業所名
利用業務名及び利用目的	大規模な災害が発生した場合に、避難行動に支援が必要な災害時要援護者の安否確認や避難支援に役立てるため、障害者手帳の情報や利用している福祉サービスの資料を活用したい。 (別添資料のとおり)
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 第1号に該当する場合の根拠法令等 ()
利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	平成22年4月1日～ 年 月 日
利用方法	<input type="checkbox"/> 継続事務（経常） <input checked="" type="checkbox"/> 継続事務（定例） <input type="checkbox"/> 臨時事務

目的外利用を行う個人情報の必要性と活用方法

1. 災害時要援護者避難支援対策事業の取り組み

平成16年7月梅雨前線豪雨を始めとした集中豪雨・風水害等の自然災害において、被災者の中で高齢者の占める割合が高かったことから、消防庁を含めた関係省庁で検討会が開催され、平成17年3月に国から災害時要援護者に関する情報伝達体制の整備や要援護者情報の共有、避難支援プランの策定についての「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が示された。

これを受け、本市では在宅の高齢者や障がい者等のうち、自力避難が出来ず支援を必要とする方たちを対象として、災害時の安否確認・避難支援に役立てるよう、「佐賀市災害時要援護者避難支援対策事業」に着手し、地域における支援の仕組みづくりを進めている。

本市の事業では、登録された個人情報を地域の関係者（民生委員・自治会長・佐賀広域消防局・佐賀市水道局）へ提供するため、情報提供に対する同意を得た人のみを災害時要援護者として登録している。

2. 支援が必要な方たちの把握の必要性

個人情報の外部提供に関しては慎重を期す必要があるため、本市においては、情報の外部提供に同意したうえで登録を行うようにしている。

しかし、さまざまな理由で同意をしていない未登録者も多数おり、その未登録者については、地域において要援護者であるという情報を管理していないため、災害時の情報伝達や避難支援が遅れることとなる。

これまでの大きな災害において、災害が発生した後の近隣住民などによる迅速な支援が、人命救助の重要な役割を果たしていたことなどから、未登録者であっても、避難支援が必要であったり避難行動に時間がかかるような方たちについては、普段から支援に必要な情報を把握しておき、大規模な災害が発生した時にのみ、その情報を活用して地域における支援（安否確認・避難支援）が出来る体制を整えておく必要がある。

本市の障がい福祉課・高齢福祉課においては、既登録者の情報も含めたそれぞれの災害時要援護者の情報を保有しているが、個別に作成されるために、災害時に避難所へ提供する情報としては、①既登録者情報、②障がい者の情報、③高齢者の情報の3種類が提供されるようになり、支援を行う避難所としては情報の管理が難しくなる。

このため、個人情報の目的外利用を行った上で、福祉総務課及び佐賀市社会福祉協議会が保有するシステムに入力し、膨大な要援護者情報の一元化を図ることで迅速な避難支援や避難後の支援に役立てることができるようになる。

3. 個人情報の活用方法

- (1) 支援が必要と思われる方たちの個人情報の提供を受け、平常時には災害時要援護者避難支援対策事業の主管課である福祉総務課と、協働で事業を行っている佐賀市社会福祉協議会とで共有し、それぞれのシステムに入力・管理する。
- (2) システムへの入力により、高齢福祉課と障がい福祉課の持つ情報や福祉総務課で管理している登録者情報を一元化し、登録者一覧表、地区別要援護者一覧表、民生委員別要援護者一覧表、避難所別要援護者一覧表、安否確認状況一覧表、地図などの印刷などができるほか、個人ごとの避難支援プラン、支援記録、防災カードなどとしての管理・印刷も可能となるため、必要に応じてこれらの印刷を行う。
- (3) 大規模な災害が発生した場合には、安否確認状況一覧表と地区別要援護者一覧表を指定避難所（公民館・小学校・中学校ほか）へ配布し、地域の自主防災組織や自治会長・民生委員・消防団などと協力して安否確認や避難支援に役立てるため、平常時において安否確認状況一覧表と地区別要援護者一覧表を印刷しておき、福祉総務課において管理する。

目的外利用を行う個人情報の内容

【 障がい者 】

障がい福祉課が把握している障害者手帳の等級により、本市の災害時要援護者登録要件に該当する 65 歳未満の人とする。

(1) 対象者・・・原則として、自力避難が出来ない、または避難に時間要する人で、家族などの援護が望めない下記に該当する在宅の人とする。

①身体障がい者

身体障害者手帳 : 肢体（下肢・体幹）の 1～3 級
: 視覚（視力）・聴覚の 1～3 級

②知的障がい者

療育手帳 : A 判定

③精神障がい者

精神保健福祉手帳 : 1 級

(2) 登録内容・・・氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、担当の民生委員氏名、支給決定している福祉サービス名、利用している事業所名

(3) 該当者数・・・①身体障がい者 : 982 名 (H21. 7. 1 現在)

②知的障がい者 : 371 名 (〃)

③精神障がい者 : 137 名 (H21. 8. 17 現在)

計 : 1,490 名

災害時要援護者情報の共有・提供の仕組み

